

障害者相談支援事業を消費税非課税事業とすることを求める意見書について

障害者相談支援事業を消費税非課税事業とすることを求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和6年10月8日

旭川市議会
議長 福居 秀雄 様

提出者 旭川市議会議員

江 川 あ や

高 橋 紀 博

品 田 と き え

高 見 一 典

障害者相談支援事業を消費税非課税事業とすることを求める意見書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき市町村が実施している障害者相談支援事業について、令和5年10月4日付けで国から本事業が消費税課税対象事業である旨の事務連絡が発出された。

本事業の性質及び事業内容は、社会福祉事業の非課税範囲として規定されていた平成13年当時から現在に至るまで変わっていない。また、高齢者施策における同種の相談事業に当たる包括的支援事業は原則非課税であることとの整合性が図られているとは言い難いと考える。

よって、国においては、本事業の性質や高齢者施策との整合性等を踏まえた上で、消費税非課税事業とするよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会